

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年12月5日

日本司法支援センター 理事長 丸島俊介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行場所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 契約期間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「**物品の販売**」又は「**役務の提供等**」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当：高笠）

電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和8年1月9日（金）

上記3の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

6 調達仕様書別紙1ないし11及び別表1ないし3の配付期間及び配付方法

入札公告日から令和7年12月22日（月）

受領を希望する者は、以下のメールアドレスに受領を希望する旨の連絡をした

後、上記3の担当者宛てに電話連絡すること。

調達仕様書別紙1ないし11及び別表1ないし3については、送信されたアドレス宛てに送信する。

E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年1月8日（木）17時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和8年1月9日（金）11時00分

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

最低価格落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式

期　　日	業務内容	備考
12月5日　　金	入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示 入札説明会は実施しない	
12月15日　　月　17:00	質問書提出期限	
12月17日　　水　17:00	質問書回答期限	
12月22日　　月　17:00	履行確約書等提出期限	
12月25日　　木　17:00	入札参加合否通知期限	
1月8日　　木　17:00	入札書提出期限	
1月9日　　金　11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入札説明書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書（案）及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

1 入札事項	日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式
2 仕様	別添仕様書のとおり
3 入札書提出期限及び提出場所	令和8年1月8日（木）17時00分 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当：高笠） 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
4 開札日時及び場所	令和8年1月9日（金）11時00分 日本司法支援センター本部 会議室 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
5 契約予定期日	令和8年1月9日（金）
6 契約期間	別添仕様書のとおり
7 参加資格	<p>(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。</p> <p>(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。</p> <p>(4) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。</p>
8 入札参加条件	入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。 電子メールで提出する場合のメールの表題は、「 【入札書類提出】日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式 ○○社 」とすること。 なお、競争参加資格に係る審査結果については、 令和7年12月25日（木）17時

までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別添「履行確約書」書式による） ······ 1部
- (2) **「結果通知書」**（別添参照） ······ 1部
別添「結果通知書」に会社名、担当者名、FAX番号及びメールアドレスを記入の上、提出すること。
- (3) **令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「資格審査結果通知書」の写し** ······ 1部
- (4) **本仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」** ······ 1部
上記証明書は見積書の様式（様式は任意）により、表題は「価格証明書」とし、本件仕様書に基づく業務ごとの定価（入札による値引き等を考慮しない金額。）及び合計金額を記載し、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの（業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。）で、入札者が署名又は記名押印を行うこと。
- (5) **「暴力団排除に関する誓約書」**（別添書式による） ······ 1部
- (6) **「同等証明書」**（同等証明書作成要領別添書式による） ······ 1部
該当者のみ。同等証明書作成要領に従い作成、提出すること。

提 出 期 限 令和7年12月22日（月）17時00分

提 出 場 所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2ハーモニータワー8階
電話 050-3381-1573
E-mail : keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

- (1) **入札の方法**
- ア 入札書の入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に￥記号を記載すること。
- イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。
- ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳（上記8(4)に記載する定価ベースによる価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。
- (2) **入札書の提出方法**
- ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

- イ 入札書は所定の用紙を使用すること。
- ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること（開札日の日付ではないことに留意すること。）。
- エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「**日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式の入札書在中**」と朱書きすること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「**日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。
- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3) 入札の無効

- 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
- ア 入札参加資格のない入札者による入札
 - イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
 - ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
 - エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
 - オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
 - カ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの
 - キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
 - ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
 - ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

11 落札者の決定

- (1) 上記 8 の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。
なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に關係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱規則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が 1 千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当額分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60% を下回る金額であったときは、落札決定を保留とした上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害する恐れがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記 5 の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関する質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の担当者宛てに質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない。）。

質問書提出期限 令和 7 年 12 月 15 日（月）17 時 00 分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

質問回答期限 令和 7 年 12 月 17 日（水）17 時 00 分

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係（担当：高笠）

電話番号：050-3381-1573

FAX番号：03-5358-1058

E-mail：keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。

メール表題例

【入札・質問】「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式仕様書に関する質問について」〇〇社

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所
事務所移転工事等一式仕様書

第1 概要

1 件名

日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式
(以下「本件工事等」という。)

2 目的

本件工事等は、日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所(以下「法テラス佐渡」という。)の事務所移転工事等を実施し、日常的に円滑な業務の運営が行えることを目的とする。

3 適用

本仕様書は、発注者(日本司法支援センター)を「甲」とし、受注者を「乙」として、本件工事等に適用する。

4 契約の範囲

本仕様書に基づく契約の範囲は、各工事の履行(施工、工事管理、別途工事請負業者との調整)、引越業務、什器・備品の納入及び完成検査までの全てとする。

5 移転対象事務所所在地

移転元：新潟県佐渡市河原田本町394

佐渡中央会館 2F 及び 3F (エレベーターなし)

移転元レイアウト図：別紙1のとおり

移転先：新潟県佐渡市河原田本町394

佐渡中央会館 1F

移転先レイアウト図：別紙2のとおり

6 業務内容

(1) 本件工事等に係る施工図・施工計画書の作成(実施工工程表、下請人決定通知書、施工体系図、作業員名簿の作成を含む。)

- (2) 室内改修工事（造作、内装）
- (3) 電源配線等工事
- (4) LAN配線等工事
- (5) サイン設置作業
- (6) 引越業務一式
- (7) 移転元原状回復作業
- (8) 什器・備品及び工事・作業に必要な資材の調達一式（設置作業含む。）
- (9) 官公署等に対する許認可手続
- (10) 不用資材、不用物品の処分業務（産業廃棄物処理委託契約、産業廃棄物管理票（マニフェスト）（E票）の取得を含む。）。
- (11) 完成工事写真（電子媒体及び紙）及び出荷証明書等の作成

7 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日（月）までとする。

なお、移転作業日は同年3月14日（土）から3月15日（日）とする。

ただし、天災等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、その他自然的又は人為的な事象）で、甲及び乙のいずれの責にも帰すことができない事由により、上記移転作業日での移転が不可能又は困難となった場合は、乙は直ちに甲にその旨を通知し、協議を行うものとする。

第2 一般共通事項

1 施工計画

契約後速やかに、甲と十分協議の上、本件工事等に係る施工図及び施工計画書を作成し、甲の承認を得ること。

2 仮設工事

本件工事等を実施するに当たり、必要箇所に養生を必ず実施すること。

なお、養生の範囲は、甲と調整を行うこと。

3 工事管理

現場管理責任者を置き、本件工事等に伴う工事管理及び別途調達にかかる工事請負業者等との工程管理・現場調整を適切に行うこと。

4 建築材料等

- (1) 本件工事等で使用する材料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとすること（エフフォースター規格品）。
- (2) 環境マネジメントシステム I S O 14001認定工場で製造された製品を可能な限り使用すること。
- (3) アスベスト検査結果を踏まえ、必要なアスベスト対策を講じて施工を行うこと（別紙11参照）。

5 廃材等処理

本件工事等により発生した不用備品（別表3参照）及び不用資材等については、乙の責任において、適切な廃棄処分をすること。

6 清掃

工事作業完了時には残材、粉塵、汚れ等が残らないよう清掃を行うこと。

7 搬入出条件

搬入出時間	：原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
移転元荷捌き場	：敷地内の駐車場を使用
移転先荷捌き場	：敷地内の駐車場を使用
養生	：搬入出経路の共有部分廊下、居室内の搬入出経路等

第3 工事別詳細事項

1 室内改修工事

- (1) 間仕切設置、内装工事
 - ア 間仕切設置工事は、別紙3を参照すること。
 - イ 間仕切設置に伴い天井ボードの補修を行うこと。
 - ウ 相談室のドアパネルの錠前は、片側シリンダー、片側サムターンとし、鍵は3本付属させること。
 - エ 受付待合ロビーと執務室の間のドアパネルには、ランダムテンキーを取り付けること。
 - オ カウンター部分に防犯スクリーンを設置すること（別紙3参照）。また、窓部分のカーテンを撤去の上、横型ブラインドを取り付けること（別紙4参照）。
 - カ 工事完了後、成果物として、間仕切図面を提出すること。
- (2) 出入口ドア工事

受付出入口及び通用口のドアを交換すること（別紙3参照）。

なお、ドアには電子錠（受付出入口及び通用口）・テレビドアホン（受付出入口のみ）の設置を予定しているため（別紙5参照）、乙は当該工事請負業者と工程の調整を行うこと。

（3）空調設備工事

空調設備工事は、別紙6を参照すること。

2 電源配線等工事

- （1）電源配線等工事は、別紙7を参照すること。
- （2）成果物として、電源配線図面を提出すること。

3 LAN配線等工事

- （1）別紙8及び別紙9を参照し、乙は現場実測を行い、移転先室内に設置されるNTTレンタルのWANルーターからLAN配線を行い、現状構成を維持し、レイアウトに合わせてLAN配線を設計の上、敷設工事を行うこと。
- （2）LANルーター及びスイッチングハブ等ネットワーク機器は移転元から移設すること。
- （3）LANケーブルはカテゴリー6以上、ストレートケーブルとし、音声系（IP電話）は白色、データ系（パソコン）は水色、法律事務所ネットワーク（パソコン）の配線は赤色を使用すること。各ケーブルは接続する端末を使用するデスク等の上まで敷設した上で、機器に接続するLANケーブルの両端にはタグを付け、接続している機器が判別できるようにすること。
- （4）LAN配線敷設後にLANケーブルの疎通確認を行い、ケーブルに異常がないことを確認し、ネットワーク機器移設後にLAN配線は各機器に即座に接続できる状態にしておくこと。なお、LANケーブルを原因として、業務用端末及びIP電話機が正常に作動しない場合は、乙の責任及び負担において解決すること。
- （5）配線作業に当たっては、インターネット回線、FAX回線を敷設する業者との工程管理、作業調整を行うこと。
- （6）成果物として、配線図面及びネットワーク機器接続図を提出すること。

4 サイン設置作業

- （1）法テラス佐渡の事務所名称（法テラス佐渡法律事務所）とロゴマークを記したサインシートを作成し、前記第3の1の（2）で交換した受付入口ドアに

- 貼付すること（別紙2 サイン①参照）。
- (2) 相談室入口用ルームプレートを作成し、相談室のドア横に設置すること（別紙2 サイン②③参照）。
- (3) 別紙10の既製看板（木製。W180×D35×H1200mm）を建物入口に設置すること。

5 引越し業務

- (1) 移転先室内における什器・備品の設置位置は別紙2のとおりとする（設置する什器・備品のうち、移転元から移転先へ移設する主な什器・備品については別表1を参照すること。）。
- (2) デスク・収納庫等の解体、搬出、移設、再設置を行うこと。
- (3) 家具等は転倒防止器具（L金具や横つなぎ材）を使用して施工すること。
- (4) 引越しに伴う梱包資材については、図面より弾き出し、見積に含むこと。
- (5) 書類、事務用品等が梱包されたダンボール類の引越を行うこと。
- (6) 梱包資材は、引越完了後、甲と日程調整の上、後日速やかにひきあげること。
- (7) 引越し作業は、乙の管理範囲とし、養生・運送保険は見積に含めること（下請には運送業許可の確認をすること。）。

6 移転元原状回復作業

- (1) 移転元の什器等を撤去すること。
- (2) 移設する什器等に当たらないなど（別表3を参照。）、不用となる什器・備品については、関係法令等にのっとり適切に処分すること。

7 什器・備品及び工事・作業に必要な資材の調達一式（設置作業含む。）

- (1) 前記1から6までの工事・作業に必要な資材を調達すること。
- (2) 新規で調達する什器・備品については、別表2に記載するもの又は同等品とすること。同等品にて応札をする場合は、本件入札履行確約書提出時に同等証明書及び同等の機能であることを証明する仕様書又はカタログ等を提出すること。同等品をもって入札に参加する場合においても、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に対応している物品又は環境に配慮された物品とすること。

第4 その他特記事項

- 1 甲は、本件工事等に係る監督者として甲の職員又は甲が指定した業者（以下「監督員」という。）を置く。
- 2 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。作業時間を変更する場合は、事前に監督員と協議の上、承認を得ること。また、資材等の搬入及び工事による騒音等で周辺に影響が予測される場合は、事前に監督員と協議の上、承認を得ること。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 工事用車両の駐車は、工事施工に先立ち佐渡市の許可を得た上で、指定の場所に駐車し、近隣居住者及び訪問者の駐車に支障のないように留意すること。
- 5 工事現場及びその周辺は常に整理を行い、安全に支障のないように留意すること。
- 6 本件工事等の実施に当たり、官公署及び関係者等に対する許認可手続が必要な場合には、乙は、当該許認可等申請手続を行い、しかるべき時期に適切に許可等を受けること。また、当該申請手続が完了し、申請先から許可等を取得した際は、速やかに甲に報告すること。
- 7 工事完成時の提出書類
本件工事等の施工前、施工後の写真を定位置から撮影し、工事完成後に工事用アルバム（A4版）に整理の上、竣工図面（A3版）、認定書等と併せて3部提出すること。また、施工材料の写真について、別途アルバムを作成すること。
- 8 工事用水及び工事電力に関わる費用は、甲の負担とする。
- 9 本契約履行により知り得た事項については、いかなる場合においても漏えい又は目的外に使用してはならない。本契約の終了後も同様とする。
- 10 本仕様書に記載のない事項であっても、機能上当然必要と認められる事項に

については、乙の責任において充足されるものとする。

11 第三者に及ぼした損害

- (1) 本件工事等の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（保険等によりてん補された部分を除く。以下同じ。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本件工事等の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担する。ただし、その損害のうち本件工事等の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- (3) 前2項の場合その他本件工事等の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

12 その他本仕様書に明記されていない事項、又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、甲と協議し、その指示に従うこと。

<添付資料>

- 【別紙1】移転元レイアウト図（2F・3F）
- 【別紙2】移転先レイアウト図（1F）
- 【別紙3】間仕切工事図
- 【別紙4】天伏図（横型ブラインド）
- 【別紙5】セキュリティー・ドアホン計画図
- 【別紙6】空調工事図
- 【別紙7】電源配線等工事図
- 【別紙8】LAN工事図
- 【別紙9】ネットワーク図
- 【別紙10】看板写真
- 【別紙11】アスベスト分析結果（天井ボード）
- 【別表1】移設什器・備品リスト
- 【別表2】調達什器・備品リスト
- 【別表3】不用什器・備品リスト

以上

質問書

件名：「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所
事務所移転工事等一式」

日付 令和 年 月 日

所在地

会社名

担当者

電話

FAX

E-mail

項目番号	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	仕様書○(○)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

履 行 確 約 書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年12月5日付け公告の「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会 社 名

担当者氏名

(FAX番号)

(メールアドレス)

日本司法支援センター

結 果 通 知 書

貴社から提出がありました令和7年12月5日付け公告の「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不 合 格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 高笠
電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。

入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

同等証明書作成要領

1 同等証明書記載内容等

仕様書記載の例示品以外にて入札に参加する場合は、仕様書に掲げる例示品と同等以上の規格要件を満たしていることを本要領別添書式により証明すること。なお、証明に際しては、製品カタログ、その他証明資料等を添えること（マーカー等適宜の方法により該当部分を表示すること。）。

なお、同証明書に関し、当方から追加資料を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

2 提出期限

令和7年12月22日（月）17:00まで

3 提出場所

日本司法支援センター本部総務部財務会計課第二係（担当：高笠）
(所在地) 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
(直通電話番号) 050-3381-1573

4 提出方法

持参、郵送等（令和7年12月22日（月）必着）又は電子メールにより提出すること。

なお、郵送等により書類を提出する場合には、書留郵便等により提出期限までに必着するように送付すること。また、封筒に「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式の同等証明に関する資料在中」と朱書きすること。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式 ○○社」とすること。

5 用紙規格

日本産業規格A列4番縦長横書きとする。

6 提出部数

1部

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所在地
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

同等証明書

当社は、入札件名「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」において、下記の物品を納入することを証明します。

記

- 一部、別添資料に掲げる同等品を納入します。
- 全て、別添資料に掲げる同等品を納入します。

※該当する方に□レをつけてください。

※同等品を納入する場合は、カタログ等の資料を添付してください。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター理事長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入札書

入札物件名 「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名
又は
代理人氏名

印

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

印

受任者 住所・連絡先

氏 名

代理人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏名

印

復代理人 住所・連絡先
氏名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書 (案)

1. 件 名 日本司法支援センター新潟地方事務所佐渡地域事務所事務所移転工事等一式
2. 仕 様 別添仕様書のとおり
3. 履行場所 別添仕様書のとおり
4. 契約期間 別添仕様書のとおり
5. 契約金額 金●●●●●●円
(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、請負契約および物品供給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務（以下「本件業務」という。）を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

（監督）

第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者その他の者（以下「監督者等」という。）を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第3条 乙は、本件業務を完了したときは、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（契約代金の請求及び支払）

第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかつたときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（再委託）

第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、甲の定める様式により当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに書面により甲に届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

- (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により

「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
 - (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
 - (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
 - (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
 - (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
 - (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
 - (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
 - (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- (権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

(期限の延長)

第 10 条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数 1 日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第 11 条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
 - (2) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
 - (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
 - 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
 - 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となつたときは、本契約を解除することができる。
 - 5 甲及び乙は、第 1 項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 6 第 1 項、第 4 項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。
- （損害の賠償）

第 12 条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責

めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第 13 条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 14 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪に係る有罪判決が確定した

とき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令（同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第 17 条 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託先等に関する契約解除)

第 18 条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにならなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第 19 条 甲は、乙が第 15 条及び第 16 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

- 3 甲は、第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第 15 条、第 16 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第 1 項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 甲は、本件業務に係る成果物又は物品の引渡しを受けた後、成果物又は物品の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行又は納入期限までに納入しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限又は納入期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みが

ないことが明らかであるとき。

- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 12 条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前 3 項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物又は物品を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから 1 年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第 22 条 本契約に係る成果物及び物品の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第 23 条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に対して、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

(過失責任)

第 24 条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第 25 条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第 26 条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第 3 条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 27 条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第 28 条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第 30 条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
日本司法支援センター
理 事 長 丸 島 俊 介

乙 ●●●
代表取締役 ● ● ● ●
(登録番号 T-*****)